

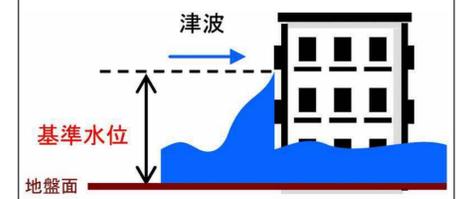
津波災害警戒区域の指定に係る図書(その2-56)



〈留意事項〉

【津波災害警戒区域】
 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項に基づいて指定するもので、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
 「基準水位」は、法第53条第2項に基づいて定めるもので、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、津波の発生時における避難の基準となるべきものです。(下図参照)



【地形(標高)データ】
 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、令和5年度までに実施された航空レーザ測量を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
 「背景地図」は、図面作成時の最新地形を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

様式-2
 津波災害警戒区域 区域図



縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	
	市町村名	鳴門市
	図面番号	2-56

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を加工して使用したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs 215)